

平成26年度 関西学生ヨット選手権大会

大会期日 : 平成26年9月27日(土)～平成26年10月5日(日)
開催地 : 兵庫県西宮市 新西宮ヨットハーバー (〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜4-16-1)
共同主催 : 関西学生ヨット連盟、兵庫県セーリング連盟
後援 : 関西470協会、関西スナイプ協会
協力 : 新西宮ヨットハーバー株式会社

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 付則Dは適用しない。
- 1.4 規則40『個人用浮揚用具』を次のように変更する。
『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に替えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
- 1.5 規則41に以下を追加する。
『(e) 自チームの他艇からの援助』
- 1.6 規則60.1(b)に以下を追加する。
『ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.7 次の規則を追加する。
『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。』
- 1.8 レース公示と帆走指示書が矛盾する場合、帆走指示書を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会陸上本部に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の08:25までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の18:30までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会陸上本部前に掲揚する。
- 4.2 D旗が音響信号1声と共に掲揚された場合、『艇の出艇を許可する。予告信号はこの信号の60分以降に発する。』ことを意味する。艇は、指示5に示されたレースの行われる日にD旗が掲揚されていない間は、出艇してはならない。
- 4.3 指示5に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の60分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

5.1 レース日程とレース数

予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日付	国際470級	国際スナイプ級
9月28日(日)	4	4
10月4日(土)	4	4
10月5日(日)	3	3
合計レース数	11	11

- 5.2 9月28日(日)・10月4日(土)は、5レースを行うことがある。
- 5.3 それぞれの日の最初の国際470級の予告信号の予定時刻は09:25とし、国際スナイプ級はこれに続く。
- 5.4 1つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響信号1声と共にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.5 10月5日(日)は13:00より後に予告信号を発しない。ただし、13:00以前に予告信号が発せられた国際470級のスタートがゼネラル・リコールとなった場合の新しいスタートの予告信号及びこれに続く国際スナイプ級の予告信号は発する。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	旗
国際470級	470旗
国際スナイブ級	スナイブ旗

7. レース・エリア

【添付図B】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 1 【添付図C】の見取り図は、レグ間のおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 1 マーク1、2、3及び4は、オレンジ色の三角錐ブイとする。
- 2 指示11に規定する新しいマークは、赤色の円筒形ブイとする。
- 3 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 4 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置する青色旗を掲揚したレース委員会艇とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは規則A4を変更している。
- 10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、当該レース委員会艇が行う第一代表旗の掲揚・降下については、規則レース信号『予告信号は降下の1分後に発する』の意味は持たないものとし、また音響信号は発しない。
- 10.5 規則30.3の『セール番号』は、『エントリー番号』と置き換える。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

13. ペナルティー

- 13.1 付則Pが適用される。ただし、付則P1の『セール番号』は、『エントリー番号』と置き換える。
- 13.2 規則44.1に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締切時刻内に陸上本部において『ペナルティー認識書』を完成させなければならない。

14. タイム・リミットと目標時間

- 14.1 タイム・リミットと目標時間は次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	目標時間
国際470級	80分	25分	50分
国際スナイブ級	80分	25分	50分

- 14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止する。目標時間とおとりとならなくても救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 14.3 先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。この項は規則35、A4、A5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議をしようとする艇は、その抗議がレース・エリアで関与したか又は目撃したインシデントに関わる場合、規則61.1(a)に加えて、そのレースにおいてフィニッシュした後に若しくはリタイア又はタイム・リミットとなった場合にはその後に、速やかにG旗を掲揚したレース委員会艇に口頭でその旨を申告しなければならない。ただし、プロテスト委員会がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。
- 15.2 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議及び救済又は審問再開の要求は、適切な時間内に陸上本部に提出されなければならない。
- 15.3 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。レース委員会又はプロテスト委員会によるレース・エリアで目撃したインシデント以外についての抗議は、その委員会が抗議の情報を

受けた後60分以内に提出されなければならない。この項は規則61.3を変更している。

- 15.4 救済要求の提出期限は、抗議締切時刻以内又は当該インシデントから60分以内のどちらか遅い方とする。この項は規則62.2を変更している。
- 15.5 審問の当事者であるか又は証人として名前が挙げられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- 15.6 レース委員会又はプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 15.7 指示13.1に基づき、規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、抗議締切時刻前に掲示される。
- 15.8 指示4.2、10.2、17、18、19、20、21、22、規則77の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.9 審問再開の要求は、次の締切時刻内に提出されなければならない。
 - (1) 要求する当事者が最終日以外に判決を通告された場合には、翌日の抗議締切時刻内。
 - (2) 要求する当事者が最終日に判決を通告された場合には、通告後30分以内。この項は規則66を変更している。

16. 得点

- 16.1 大会の成立には、1レースを完了することが必要である。
- 16.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則A2を変更している。
- 16.3 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 16.4 参加艇数は、そのクラスに登録(受付)を済ませたチーム数×3とする。
- 16.5 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 16.6 総合の得点がタイとなった場合には、その大学は同位とする。
- 16.7 掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇は陸上本部に用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入し要請しなければならない。

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告と帰着申告
 - (1) 出艇申告
当日のレースに出走しようとするチームの代表者は、最初のレースのスタート予告信号の80分前から、当日の全レースのチームの艇の乗艇予定者を記載した『出艇申告書』を陸上本部に提出し出艇しなければならない。
 - (2) 帰着申告
陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、陸上本部に設置された『帰着確認表』に、ヘルムスマン自身がサインをしなければならない。また、チームの代表者は、当日「これ以上レースを行わない」ことが決まったら速やかに、当日の全レースの乗艇者を記載した『帰着申告書』を陸上本部に提出しなければならない。なお、帰着申告の締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から45分とする。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。
 - (3) レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、陸上本部に設置された『帰着確認表』の再出艇欄にヘルムスマン自身がサインした後に再出艇しなければならない。
- 17.2 芦屋海洋体育館ハーバーから出艇する艇の出艇申告及び帰着申告については、指示17.1(1)(2)(3)を以下に変更する。
 - (1) 出艇申告
当日のレースに出走しようとする艇は、最初のレースのスタート予告信号の80分前から出艇するまでに、ヘルムスマン自身が出艇する旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合も、その都度速やかに陸上本部に電話連絡をした後に再出艇しなければならない。
 - (2) 帰着申告
陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、ヘルムスマン自身が帰着した旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。電話連絡の締切時間は17.1(2)の帰着申告の締切時刻と同じとする。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。
- 17.3 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会(レース委員会艇)に伝えなければならない。水上での通知が不可能で、陸上への帰着が必要な場合は、帰着後速やかにリタイアした旨を陸上本部に伝えなければならない。なお芦屋海洋体育館から出艇する艇のリタイア申告は、帰着申告と同時に陸上本部に電話連絡することとする。
- 17.4 指示17.1(1)(2)、17.2(1)(2)に違反した艇は、PTPと記録し、審問なしにこの違反が認められた日の全レースに+3の得点のペナルティーを課す。ただし、DNFより悪い得点が与えられることはない。またペナルティーが課せられるレースが成立しなかった場合はペナルティーは課さない。この項は規則63.1及びA5を変更している。

17.5 レース委員会は、危険な状態にあると判断した競技者又は艇を救助する。救助された場合、その艇はリタイアしなければならない。この場合のレース委員会の判断の誤りは、艇による救済要求の根拠とはならない。これは、規則60.1(b)を変更している。

18. 乗員の交代と装備の交換

18.1 乗員の交代は、レース委員会の事前承認なしでは許可されない。交代の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に行わなければならない。

18.2 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の事前承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に行わなければならない。

18.3 18.2に基づき、セールの交換が認められた場合には、当日に限りレース公示6.5、6.7は適用しない。これは規則77、付則Gを変更している。

18.4 予備セール、予備艇の装備を使用後、さらに損傷又は破損した装備の交換が必要な場合、指示18.2のとおりに行わなければならない。なお、交換したものについてはその日のレース終了後の計測を受けなければならない。

19. 装備と計測のチェック

19.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

19.2 水上で艇は、レース委員会エクイップメント・インスペクター又はメジャーにより、検査のため直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

19.3 帰着後、陸上において指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

20. 運営艇

20.1 レース委員会艇には、白色旗を掲揚している。

20.2 プロテスト委員会艇は、赤字で「J」と記載した白色旗を掲揚している。

21. 支援艇・応援艇

21.1 支援艇・応援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を目立つように掲揚しなければならない。

21.2 支援艇・応援艇は、艇及び運営艇を妨げてはならない。また、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

21.3 監督、コーチその他の支援要員等、そのチームの関係者の乗艇している支援艇・応援艇は、指示21.2に加えて、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

21.4 支援艇・応援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。またレース艇の無線機・携帯電話の積込みはクラス規則により禁止されている。

21.5 レース委員会艇に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇・応援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示21.2、21.3及び21.4は適用しない。

21.6 レース委員会又はプロテスト委員会は、支援艇・応援艇の指示21.1、21.2、21.3、21.4及び21.5の違反を申し立てて、その支援艇・応援艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇・応援艇が違反したと判定した場合、その支援艇・応援艇の関与するチームの艇にペナルティーを課すことができる。これは、規則64.1を変更している。違反を申し立てられた支援艇・応援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

22. ごみの処分

22.1 ごみは支援艇・応援艇に渡してもよい。

22.2 支援艇・応援艇のないチームは、ごみをレース委員会艇に渡してもよい。

23. 賞

23.1 賞は次のように与える。

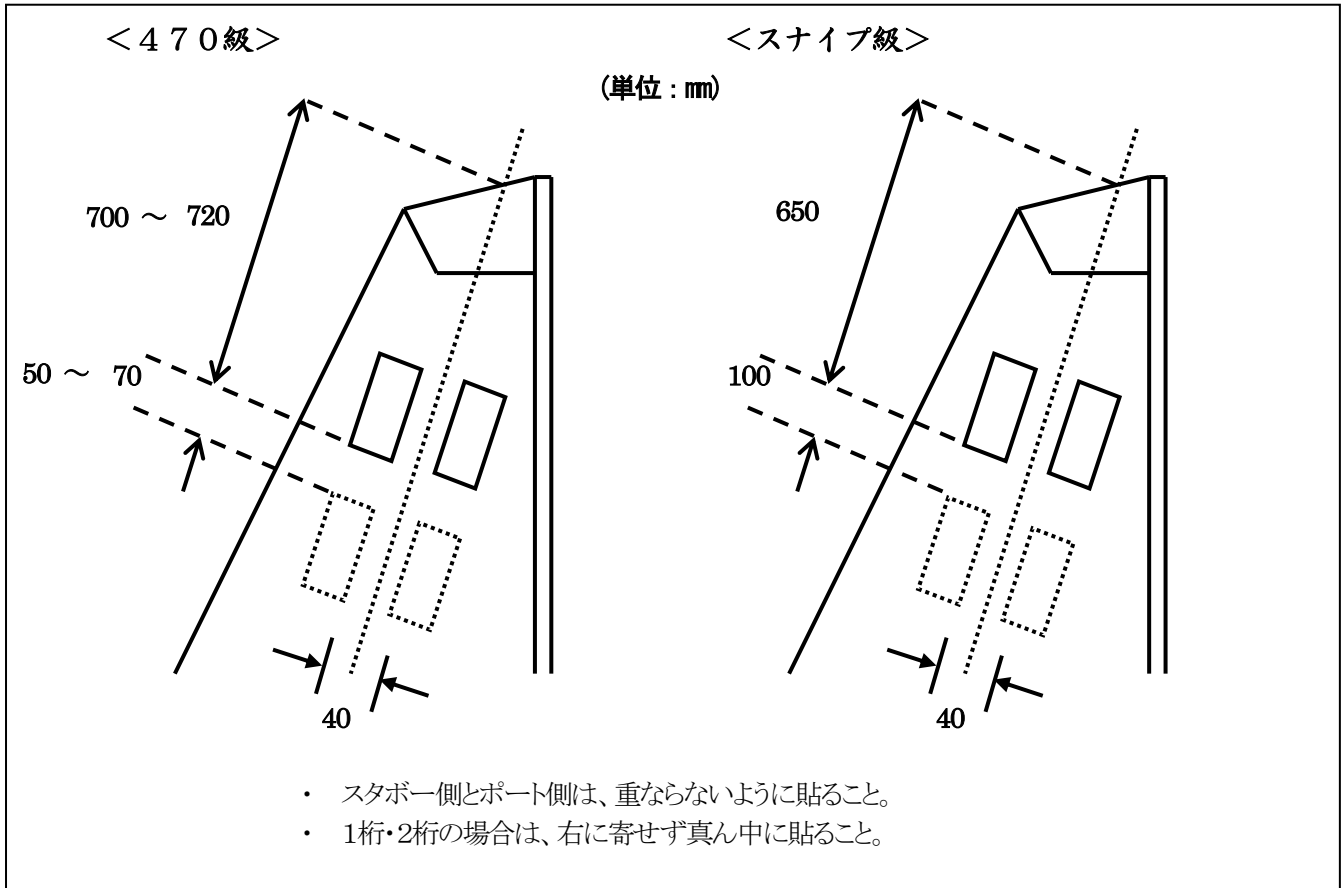
クラス	賞状	賞品	優勝杯(持ち回り)
国際470級	1位～3位	1位～3位	1位
国際スナイプ級	1位～3位	1位～3位	1位
総合	1位～3位	1位～3位	1位

23.2 種目別第1位～第3位のチームに、平成26年度第79回全日本学生ヨット選手権大会への出場権を与える。

24. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害若しくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

【 添付図 A 】 エントリー番号 貼り付け位置



【 添付図 B 】 レース・エリア



【 添付図 C 】 コース見取り図

(コース) スタート → マーク 1 → マーク 2 → マーク 3 → マーク 1 → マーク 4 → フィニッシュ

